

川崎市認知症訪問支援モデル事業実施要綱

平成28年8月1日付28川健地推第512号健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号における認知症初期集中支援推進事業に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、訪問支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は川崎市（以下「市」という。）とし、認知症疾患医療センター、川崎市医師会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、訪問看護ステーション等の関係機関・団体等との協力により実施する。

(支援チームの設置)

第3条 モデル事業を実施する区（以下「モデル実施区」という。）に支援チームを設置する。

(対象者)

第4条 訪問支援の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として、モデル実施区内に在住する40歳以上の認知症が疑われる人又は認知症の人で、次の各号に掲げる基準に該当する者とする。

- (1) 医療・介護サービスを受けていない者又は中断している者で、次のいずれかに該当する者。
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスを中断している者
- (2) 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者のうち、支援チームが認めた者。

(支援チームの構成)

第5条 支援チームは、専門職2名以上及び専門医1名の計3名以上をもって構成する。

2 前項で定める専門職とは、次の各号を満たす者とする。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療・保健・福祉に関する国家資格を有する者。
- (2) 認知症ケアや在宅ケアの実務又は相談業務等に3年以上携わった経験がある者。

- 3 前項各号を満たす専門職は、国が実施する認知症初期集中支援チーム員研修（以下「チーム員研修」という。）を受講するものとする。ただし、やむを得ない場合には、チーム員研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。
- 4 第1項で定める専門医とは、日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である者とする。
- 5 前項を満たす医師の確保が困難な場合は、当分の間、次の各号いずれかの医師も認めることとする。
 - (1) 日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であり、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者。
 - (2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）。

(支援チームの役割)

第6条 支援チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援チームに関する普及啓発
- (2) 認知症訪問支援の実施
 - ア 対象者に関する情報収集及び観察・評価
 - イ 初回訪問時の支援
 - ウ 専門医を含めたチーム員会議の開催
 - エ 具体的支援の実施
 - オ 地域包括支援センター、障害者相談支援センター又は介護支援専門員等への引き継ぎ及びモニタリング
- 2 前条第4項及び第5項で定める専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し、相談に応ずる。

(認知症訪問支援チーム検討委員会)

第7条 市は、本事業を推進・評価していくために医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される認知症訪問支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 主治医（かかりつけ医）に対する連絡票等の情報共有化に向けたツールの作成及びそれをういた地域連携システムの構築等の検討
 - (2) 支援チームの活動状況及び認知症に関する関係機関との連携
- 3 認知症疾患医療センターが合同で開催する「認知症疾患医療連携協議会合同会議」は、検討委員会を兼ねるものとする。
- 4 検討委員会の事務局は、健康福祉局地域包括ケア推進室とする。

(個人情報の保護)

第8条 本事業の実施に携わる者は、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）を踏まえ、対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重・保護に万全を期するものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長とモデル実施区の区長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。